

NTT東西への要請及び ワイヤレス固定電話に係る認可について

令和8年3月16日
総務省
総合通信基盤局

1. NTT東日本・西日本に対する要請について

第5回委員会（本年1月26日開催）における議論を踏まえ、「固定電話サービスの円滑な移行に関して講ずべき措置」について、本年2月18日、NTT東西に対し、以下の要請を行った。

1. 利用者保護に関する対応について

- ① 先行実施エリアにおける案内を行う際は、**利用者の知識や利用目的等を考慮した丁寧な案内**（メタル回線とは何か、**光回線/モバイル網による固定電話の違い**、緊急通報端末※が使用できない可能性など**代替サービスの特徴や品質等**、固定電話の**解約に関する情報提供**を含む。）を**検討**すること。
- ② 先行実施においては、**国民生活センターや自治体等との連携やメディアの活用**など多角的な情報発信、移行段階に合わせた複数回の案内等も**試行し、効果的な方法を検討**すること。

※自治体等が見守りの必要な高齢者等に配布する緊急通報専用の端末をいう。

2. 先行実施エリアの選定等について

- ① 先行実施エリア選定に当たっては、**委員会において指摘された内容等を踏まえ**、以下の点も含め、本格的な移行に向けた**様々なケースにおける課題等の検証が行えるよう検討**すること
（例）
 - ・メタル回線を利用した接続事業者と連携した円滑なサービス移行の在り方
 - ・電柱等の線路敷設基盤について、メタル固定電話終了後の当該線路敷設基盤の在り方
 - ・光回線電話が提供困難なケースにおけるモバイル網を活用した固定電話への移行に関する課題

3. 検証のための定期的な報告等について

- ① 上記検討結果や先行実施期間中に**判明した課題等**について、**委員会における検証に協力**すること。
- ② 固定電話サービス移行に関する**苦情、相談**について、**毎月の件数や主な事例**（NTT東西の対応を含む）を、**四半期ごとに報告**（令和8年6月末を初回、③も同じ）すること。
- ③ 先行実施エリアでの**代替サービスへの移行に関する以下の情報**について、**四半期ごとに報告**すること。
 - ・先行実施の期ごとの対象ユーザ数及び移行状況、その他利用者の反応
 - ・光整備エリア/光未整備エリアにおける代替サービスの案内方法（モバイル網を活用した固定電話の選択肢の提示方法を含む。）
 - ・光サービスエリア内においてモバイル網を活用した固定電話が**選択された理由**

2. NTT法に基づくワイヤレス固定電話の提供の認可について

第4回委員会（昨年12月1日開催）における主査発言等を踏まえ、ワイヤレス固定電話に係る総務省令及びガイドラインを改正。改正後の認可基準に基づき、**本年3月13日、以下を内容とするNTT東西のワイヤレス固定電話の提供について、認可を行った**※。

※ NTT法第2条第5項に基づく、他社設備を用いた地域電気通信業務の認可

1. 業務の概要、申請理由

メタル固定電話は、2035年頃までに光やモバイルを用いた代替サービスに移行する必要があるため、光未提供区域や光電話の提供が著しく不経済となる場合等において、低廉な電話サービスの安定的な提供を行うため、他社（NTTドコモ）の設備を用いたワイヤレス固定電話を提供するもの（令和8年4月1日より提供開始予定）。

2. 提供方針（提供エリア）

NTT東西は、以下の方針に基づき、ワイヤレス固定電話を提案・提供する。

- **固定電話の注文（新規加入等）に対しては、原則として光回線電話を提案する。**
（先行エリアにおけるサービス終了の周知の際も、光提供エリアでは原則光電話を代替サービスとして案内する）
- **ただし、光未提供エリアでは、光回線電話の提案を行わず、ワイヤレス固定電話を提案する。**
- **以下のケースに該当する場合は、光提供エリアにおいても、ワイヤレス固定電話を提案する。**
 - ① 利用者に対して光電話の提案を行ったが、**利用者がワイヤレス固定電話を希望した場合**
 - ② 利用者の**物件の都合等により、光電話の提供が困難な場合**（具体的には以下）
 - 光スプリッタ未設置の集合住宅（物理的に光ケーブルやスプリッタが設置不可又は投資回収が見込めない場合）
 - VDSL/LAN配線方式の集合住宅（同上）※光サービス利用者に対しては、重畳型光電話の案内を実施
 - 光スプリッタは設置されているが、光ファイバを設置するための配管に空きがない集合住宅
 - 光ケーブルの空きがなく追いつ張りが必要であり、投資回収が見込めない場合
 - 設置場所までのルートにおいて地権者等の承諾が得られない場合

※上記以外の事例が生じた場合は、制度主管組織及びサービス主管組織において、総務省令との整合性も含めて個別に判断する。

③ **災害時等において応急的に提供する場合**

（本格復旧時には光回線電話による復旧を原則としつつ、上記方針に該当する場合は、ワイヤレス固定電話の提供を継続する）

○日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）

（事業）

第二条（略）

2～4（略）

5 地域電気通信業務は、地域会社が自ら設置する電気通信設備を用いて行わなければならない。**ただし、電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合**であつて、総務省令で定めるところにより、総務大臣の認可を受けたときは、この限りでない。

6（略）

○日本電信電話株式会社等に関する法律施行規則（昭和六十年郵政省令第二十三号）

（法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合）

第二条の二 法第二条第五項ただし書に規定する電話の役務をあまねく目的業務区域において適切、公平かつ安定的に提供することを確保するために必要があると認められる場合は、**ワイヤレス固定電話役務**（電気通信事業法施行規則（昭和六十年郵政省令第二十五号）第十四条第四号に掲げる電気通信役務をいう。以下この条において同じ。）**を提供するために他の電気通信事業者の電気通信設備を利用する場合であつて、次に掲げる要件を満たす方針を定めているときとする。**

一 **ワイヤレス固定電話役務は、光提供区域**（地域会社が電気通信事業報告規則（昭和六十三年郵政省令第四十六号）第一条第二項第七号に規定するF T T Hアクセスサービスを提供する区域をいう。次号において同じ。）**以外の区域において提供することを基本とすること。**

二 光提供区域においては、次のイからハまでのいずれかに該当するときに限り、ワイヤレス固定電話役務を提供すること。

イ **利用者**（電話の役務の提供を受けようとする者を含む。ロにおいて同じ。）**に対し光電話役務**（電気通信事業法施行規則第十四条第三号に掲げる電気通信役務をいう。ロにおいて同じ。）**も提供することができる旨を勧奨した場合において、当該利用者がワイヤレス固定電話役務の提供を受けることを希望したとき。**

ロ **利用者の居住する建物の状況その他の特別の事情により、光電話役務の提供が著しく不経済又は技術的に著しく困難であると認められるとき。**

ハ 災害その他非常の場合において通信手段を確保するために応急的にワイヤレス固定電話役務を提供するとき。

（法第二条第五項ただし書に規定する地域電気通信業務の認可）

第二条の三 **地域会社は、法第二条第五項ただし書の規定により地域電気通信業務を営むことの認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書に、前条の規定により地域会社が定める方針が同条各号に掲げる要件に適合していることを証する書類を添えて、総務大臣に提出しなければならない。**

一 業務の内容及び区域

二 業務の開始の時期

三 業務を営む理由

四 業務の用に供する電気通信設備の概要

五 業務管理体制の整備その他適切かつ安定的な電話の役務の提供を確保するために講ずる具体的な措置

六 業務の用に供する電気通信設備の調達に係る適正性を確保するために講ずる具体的な措置

七 業務に係る加入者の保護を図るために講ずる具体的な措置